

宮崎県ファンクラブ公式 LINE システム構築及び運用支援業務委託仕様書

1 業務名称

宮崎県ファンクラブ公式 LINE システム構築及び運用支援業務

2 業務目的

本県における生活環境の魅力や価値を県内外へ効果的に発信することにより、移住検討層はもとより、関係人口の創出および拡大を推進する。

本業務は、本県ゆかりの者や本県に関心を有する層との継続的な関係構築を図るとともに、新たな接点の創出を目的として、本県ファンクラブ公式 LINE アカウントを開設し、その運用を行うものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) システム構築

本県の情報発信等を効率的、効果的に行えるよう本仕様書「5. 機能概要」で示す機能を備えたシステムの構築を行う。

なお、システムの構築にあたっては、新規のスクラッチ開発に限定せず、既存のクラウドパッケージサービス、ASP サービス、またはノーコードツール等を活用し、本仕様が定める要件を充足する代替手段の提案も可能とする。いずれの方式を採用する場合であっても、記載項目については実現が可能であること。

本システムは、原則として、24 時間 365 日利用可能であることとする。

(2) 運用・保守

ア 導入後の運用・保守については、システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。また、システム障害の早期発見・予防に努め、システムに障害が発生した場合や、脆弱性が発見された場合等トラブルが発生した際には、速やかに対応すること。

イ ソフトウェアのバージョンアップについては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、本県と協議の上、提供及び適用作業を行うこと。

ウ 「令和8年度移住推進・関係人口創出強化事業業務委託」受託者と連携し、新規 LINE 登録者獲得に向けた効果的な SNS 広告等の発信を行うこと。

なお、登録者の目標数は、以下のとおりとする。

令和8年度：1,000人

(3) 調査・相談対応

本システムの構築・運用・保守の際には、新たな機能の提案や本県が想定する機能の影響調査などを行うこと。また、システムに関する本県からの問い合わせ・相談への対応及び必要に応じた本県への情報提供を行うこと。

なお、調査・問い合わせ・相談対応は、原則として、平日の9時～17時とし、本県職員（以下「管理者」という。）と、電話又は電子メールにて対応すること。

(4) 計画的なシステム停止

受注者がシステムを停止する場合は、システム利用者への影響を考慮し、遅くともシステム停止の7日前までに本県と協議の上、決定すること。その際、システムの利用に支障がないよう代替手段等を提示すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りでない。

(5) 想定外のシステム停止への対応

計画的なシステム停止以外の要因によりシステムが停止した場合には、受注者は速やかに復旧又は代替手段を用意し、システムの安定的な運用に努めること。

(6) バージョンアップ対応

本業務において導入されるシステムに対して性能や品質の強化、新たな機能の追加等、バージョンアップが行われた場合は、契約の範囲内において対応すること。

(7) システムに求める基本要件

ア 利用者、管理者双方にとって分かりやすく、かつ操作性が高いシステムとすること。また、設定にあたって、関数やスクリプト、プログラミングの知識が不要なく行えること。

イ 運用開始後の機能向上や構成の変更等を柔軟に行えるとともに、将来的なシステムの拡張性を確保したシステムとすること。

ウ SSL/TLS (TSL1.2以上) による暗号化通信を行うこと。

エ サーバーなどの環境設備は日本国内に設置すること。

オ サーバで保存するデータは、全て暗号化を行うこと

カ IPアドレスによりアクセスできる環境を制御できること。

キ ファイヤーウォール等のサイバー攻撃対策・不正アクセス対策を実施すること。

ク アクセスログは一定期間保存すること。

- ケ 障害時の連絡体制や対応フロー等を定めること。
- コ 解約時にデータの削除を行うこと。

5 機能概要

本システムについては、LINE ヤフー株式会社が提供する「LINE 公式アカウント」における「地方公共団体プラン」において利用できる機能を活用して、以下の（４）から（14）までを必須機能として構築し、基本料金内で（４）から（14）の機能を利用できること。

（１）基本要件

- ア 利用者は、スマートフォン用の iOS 版又は Android 版の LINE を使用し本業務で提供するシステムを利用できること。
- イ 本システムはオンプレミスではなく、クラウド型の提供システムであること。既存サービスを活用する場合においても、当該サービスがクラウド型であり、本県のセキュリティ基準を満たすものであること。
- ウ 本システムは、24 時間 365 日利用可能であること。ただし、深夜の時間帯におけるバックアップ処理などシステム運用に最低限必要な時間の停止を除く。
- エ システム及びデータの自動バックアップ機能を有すること。
- オ 本システムは LINE ヤフー株式会社推奨の Google Chrome のインターネットブラウザを使用し、インターネット環境に接続し利用できること。また、それぞれ最新のバージョンで動作すること。
- カ 本システムを構成する要素（システム本体、データベース、管理画面等）については、必要に応じて外部サービスとの連携による機能実現を認めるものとする。ただし、その場合においてもセキュリティ要件や個人情報保護等、本仕様書に定める各要件をすべて満たすこと。

（２）利用者のシステム利用環境

本システムを利用可能な iOS、Android、LINE アプリのバージョンは限定しないものとし、最新バージョンについては、最新バージョンがリリースされた後に可能な限り速やかに対応すること。また、属性情報を取得する際はセキュリティの観点から LINE ヤフー社のサーバーに残らないようフォーム形式にて取得すること。

（３）管理者のシステム利用環境

- ア 管理者用の管理機能は、パソコンのブラウザで利用できること。
- イ 本県で使用している仮想ブラウザ（SBC 方式：Google Chrome）から利用可能で、専用ソフトウェアのインストールが不要であること。
- ウ OS 及びブラウザは、それぞれ最新バージョンでの利用を前提とする。

ただし、新バージョンがリリースされた後にそのバージョンに起因する不具合が確認された場合はこの限りでない。

なお、OS の最新バージョンについては、最新バージョンがリリースされた後に可能な限り速やかに対応すること。

エ 管理者権限数を基本料金内で無制限で発行でき、管理者にて任意のタイミングにて追加発行可能であること。

オ 同じ管理者権限を利用し複数端末にて同時ログインが可能であること。

(4) リッチメニュー機能

ア トーク画面に画像付きのメニューを表示させることができること。

イ 座標指定による自由な領域設定ができること。

ウ 通常メニューとは別に、友だちのセグメントに応じた専用メニューを複数表示できること。

エ 指定の URL 等にリンクする設定ができること。また、この設定を任意に変更できること。

オ メニューの修正は、管理者でも行える仕様であること。

カ 管理画面にてリッチメニューデザインの作成が管理者でも行える仕様であること。

(5) 画像パーツの作成

ア リッチメニュー等に使用する画像パーツを作成（デザイン・レイアウト、イラスト、アイコン画像等の作成。）すること。

イ 作成した画像パーツをデータで納品すること。

ウ デザインは本県の承認を得て決定すること。

(6) アンケート機能

ア 利用者向けに、アンケートの実施、自由記述ができるフォームを管理者側で作成できること。

イ 友だち登録した利用者の住んでいる地域（地区）、年代、性別、配信希望のカテゴリの有無などを選択できる登録フォーム機能を有すること。

ウ 登録フォームは、管理者が任意のタイミングで変更できること。

エ 登録情報は利用者が随時変更できる仕組みとすること。

オ 設定項目についてはカスタマイズができること。

カ フォーム回答への回数制限を設定できること。

キ 回答に応じて次ページをセクション毎に分ける事が可能であること。

ク アンケート回答後、リマインドが発生する等のアクション設定が行えること。

ケ フォーム作成の際は、管理者がマウスを用いて必要な項目を設定できるなど、視覚的なインターフェースで簡単に設定できるよう工夫されていること。設定にあたって、関数やスクリプト、プログラミングなどの知識が必要なく行えること。

コ フォームの編集画面では、LINE 上での表示イメージを随時、確認しながら作成が行えるプレビュー機能を備えていること。また、プレビュー画面では利用者の操作が可能であること。

サ 作成したフォームの複製が行えること。またフォームは追加費用なく複数作成できること。

シ フォームを通じて取得したアンケート結果は一覧で確認できること。確認する際は、一覧表示や並び替え、入力項目や登録日、更新日などに応じた絞り込みや検索に対応していること。また、取得した結果を csv 形式で出力できること。

ス 管理画面でのデータの閲覧にあたっては、フォーム単位で閲覧権限の制御が設定できること。

(7) セグメント配信機能

ア アンケート機能で取得した項目に基づき配信対象者を絞り込む「セグメント配信」が可能であること。

イ アンケート未回答者を含む友だち全員への配信が可能であること。

ウ 作成したメッセージは配信する前に、管理画面よりプレビュー表示にて確認できること。

エ 配信対象者の絞り込みは or 条件や and 条件などを掛け合わせた絞り込みができること。

オ 日時を指定してセグメント配信できること。また、一定周期で繰り返すセグメント配信設定ができること。

カ 日単位、週単位、月単位で定期配信日を指定できること。

キ 定期配信の除外日を設定できること。

ク 利用者の属性情報を一括およびセグメント毎に csv 一括登録できること。

ケ 送信可能なメッセージタイプとして、「テキストメッセージ (LINE 絵文字を含む)」「画像メッセージ」「イメージマップメッセージ」「Flex Message」を設定できること。また、「Flex Message」の作成には、関数やスクリプト、プログラミング等を必要としないこと。

(8) FAQ・チャットボット機能

ア 頻繁に尋ねられる質問等に回答するチャットボット機能を有すること。

イ チャットボットによる質問のやりとりをする内容をシナリオとして登録でき、シナリオの修正や変更の履歴をバージョンとして管理できること。また、シナリオのデータは管理画面からインポート・エクスポートが行えること。

ウ シナリオを編集する際は、シナリオの全体像をフローチャートやロジックツリーなどのグラフ形式で視覚的に表現することができ、管理者がマウスを用いて直感的に編集できるための工夫があること。

エ シナリオとして利用可能なメッセージとして、「LINE Developers」

で提供されるメッセージタイプである、「テキストメッセージ」「イメージマップメッセージ」「ボタンテンプレート」「カルーセルテンプレート」「Flex Message」を設定できること。

オ 対話型で展開するシナリオとは別に、入力された特定のキーワードに対して回答を行う、一問一答形式のチャットボットを設定できること。設定を行う際には、キーワードとそれに対する回答の一覧を csv で一括登録でき、また、登録データのエクスポートにも対応すること。

カ 設定したシナリオは、公開用アカウントと同一の表示や動作が確認可能なテスト用アカウントにおいて、表示・動作の確認ができること。

キ シナリオは本県が素案を提供し、受注者において初期データを作成すること。

(9) カレンダー予約機能

ア 施設利用やイベント等の予約を行うためのフォームと、空き枠を指定可能なカレンダーを設置し、利用者から予約を受け付けて管理ができること。

イ 予約を受け付ける対象者を事前に登録しておくことができ、キーワード等を設定することで対象となる利用者の認証が行えること。

ウ 予約フォームは、管理者が入力項目を自由に組み合わせることができ、電話番号やメールアドレスなどは入力値のチェックが可能な機能を有していること。

エ 予約対象となる施設、イベントごとにカレンダー単位で予約を受け付けることができ、その単位は上限なく自由に追加ができること。加えて、カレンダーの時間枠を利用者によって複数時間選択できること。

オ カレンダーには公開期間の設定、予約日から受付・変更・キャンセルを可能とする期間の指定（例：n 日前まで予約可能）、1 利用者あたり同時に予約可能な件数、受付可能な年齢の制御（利用者の誕生日をあらかじめ登録）の設定が可能であること。

カ 予約受付が完了すると予約内容をトークで通知できること。また、通知するメッセージを自由に設定できること。

キ 予約フォームに表示される項目以外にも、管理者が管理目的で利用者には表示されない管理者用の入力項目を追加でき、予約ステータスの管理ができること。

ク 受け付けた予約情報は一覧で確認することができ、csv ファイル等で出力ができること。

ケ 受け付けた予約情報やカレンダーに対して、アカウントごとに閲覧の可否を制御可能な権限を設定できること。

コ 予約を行った対象者へ、LINE を通じて個別でメッセージを送れること。

サ 予約した日を起点に、任意のタイミングでリマインドのメッセージを自動配信できること。

シ 予約枠数の変更は csv による一括のインポート及び管理画面からも変更可能なこと。

ス 予約受付後、管理者が受付内容を確認した上で、受付完了をトークで通知できる運用が可能であること。

(10) メール連携機能

ア 本システムで市町村や関係団体からの各種イベント等の案内メール（以下「転送元メール」という。）を受信し、全利用者またはセグメント配信設定で登録した利用者を指定して、公式アカウントに自動でメールを配信できること。

イ 転送元メールに記載された特定のテキスト以降を、メッセージ配信時に自動で削除する機能を有すること。

ウ メッセージ配信時に、任意のテキストをフッターとしてメッセージ末尾に追加できること。

(11) オンラインコミュニティ機能

ア オンラインコミュニティ構築

(ア) 基本方針

既存ツール（プラットフォーム）の利用、独自のシステム構築、外部サイトへの遷移のいずれによる開発でも差し支えないが、本県の魅力を訴求できるデザインや機能性を備え、見やすく親しみやすいものとする。

(イ) 目的

本県に興味関心を持っていただいた方が、コミュニティ内で参加者同士相互交流を図り、情報に触れることができること。

イ オンラインコミュニティの企画等

(ア) 基本方針を踏まえ、業務の実施方針（業務のトータルコンセプト）、オンラインコミュニティの全体像や効果的な運用方法を企画提案すること。

(イ) 利用するプラットフォームの仕様、機能等について企画提案すること。

(ウ) トップページほか、各ページのデザイン及びサイトマップを作成し提案すること。

(エ) オンラインコミュニティへの新規参加者獲得及び活性化のための工夫や仕組みを提案すること。

ウ 機能要件

(ア) ユーザーを任意に招待、もしくはユーザー自身による登録が可能であること。

- (イ) コミュニティ参加者同士が双方向でコミュニケーション（話題の投稿や投稿に対するコメント、スタンプ等でのリアクションなど）を取ることができるものであること。
- (ウ) コミュニティ内において、話題のテーマごとに部屋を分けることが可能であること（5以上）など、コミュニティ参加者が自身の興味に合う話題にアクセスしやすいものであること。
- (エ) コミュニティ参加時に登録フォームで取得する情報にて属性の集計や可視化・分析ができること。
- (オ) コミュニティ内で生じた不適切な書き込みを削除又は非表示とする機能があること。

エ コミュニティ内の秩序維持・盛り上げ

- (ア) オンラインコミュニティを円滑に運用していくための規約等の整理を行い、本県と協議の上制定すること。
- (イ) コミュニティ内で不適切な書き込みややり取りが行われていないかを監視する体制を取り、炎上対策を講じること。
- (ウ) コミュニティの運営体制（トラブル時の対応方法等を含む）及びコミュニティ参加者からの投稿やコメント等が活発に行われるような工夫や仕組みを提案すること。
- (エ) コミュニティ活性化のための話題提供や雰囲気づくりを行うこと。
（隔週程度の話提供と、投稿されたコメント等への随時のリアクションなど）
- (オ) コミュニティ参加者や投稿内容の収集、本県への報告及び運用改善のための助言を行うこと。

なお、報告項目は「新規登録数」「登録者の属性」「投稿やリアクションの傾向」「盛り上がっている話題の要因分析」等を想定している。

(12) 分析機能

- ア 蓄積したデータを管理画面上で確認できる機能を有すること。
- イ 利用者が自由入力した記載内容を蓄積できること。
- ウ ボタン式チャットボットのタップ数を測定できること。
- エ リッチメニューのボタンタップ数を測定できること。
- オ URL のクリック率を測定できること。
- カ 蓄積したデータを管理画面上で確認できる機能を有すること。
- キ アンケートの回答で蓄積したデータを csv 形式等のファイルで出力できること。

(13) 宮崎ひなた移住倶楽部デジタル会員証機能

- ア 県が運営している宮崎ひなた移住倶楽部の申込みから登録、会員証の

表示までの一連の手続きをデジタル版として再構築すること。

【参考】宮崎ひなた移住倶楽部：

現在県外在住の方で、宮崎県への移住を検討されている方へ向け、各種割引や特典サービスを提供する無料会員制度

<https://iju.pref.miyazaki.lg.jp/support/members/>

- イ 申込受付後、管理者が承認することで、会員証が表示される運用を可能とすること。また、承認時に申請者へ通知できること。
- ウ 会員証はリッチメニューから手軽に表示できるものとする。
- エ 会員の有効期限の満了が近接した際に、当該会員に対して通知を行う機能を備えること。

(14) ファンクラブ会員応援店舗検索機能

- ア 移住者が営んでいる店舗や宮崎ひなた移住倶楽部応援企業をマップ上に表示し、店舗詳細を案内できること。
- イ 構築時に登録する店舗は、本県が提供し、受注者において初期データを作成すること。
なお、構築完了後においては、店舗単位で申請を行うことが可能な運用とすること。
- ウ 登録する店舗は、管理者が承認することで、表示される運用を可能とすること。また、承認時に申請者へ通知できること。
- エ 登録店舗数については、本県と協議の上、決定すること。
- オ 位置情報またはキーワードを送信することで、現在地から一番近いスポット（施設）を案内することができ、スポットごとに画像サムネイルや説明文、URL リンクの設置、地図上での位置などの情報を表示できること。
- カ 登録したスポット情報は、チャットボットからも呼び出すことができ、表示順についても指定ができること。

(15) 独自提案

- ア 本事業の達成のために有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は全て当初の契約金額に含むものとする。
- イ 提案の際には、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に示すこと。

6 スケジュール

本業務の実装までのスケジュールは以下のとおり。

令和8年6月上旬 契約締結

令和8年10月上旬まで 実装（5 機能概要（1）～（12））

令和9年3月上旬まで 実装（5 機能概要（13）～（15））

7 履行場所

受託者施設および県の指定する場所とする。

8 導入運用要件

（1）導入支援

ア 本システムの導入にあたっては、導入の要件や企画に対して、LINE 公式アカウントの画面構成等について提案し、本システムの効果を最大限発揮できるよう支援すること。

イ コンテンツ企画・設計・構成・制作のアドバイスや制作物の内容や仕様に対する指示やレビューを行うこと。

ウ システムに登録・設置する際の操作方法の説明を行い、必要に応じてテレビ会議ツールなどを用いて実演を交えた操作説明会やサポートを行うこと。

エ 管理者が提示する LINE 公式アカウントの活用イメージや要望をもとに、FAQ・チャットボットのシナリオやセグメント配信機能の受信設定に対して、全体の骨組みを提案し構築すること。

オ その他、サンプルや他自治体の実績を用いたコンテンツの企画支援、コンテンツの設計代行、システムへのコンテンツ登録や設定代行業務を行い、受託者の責任をもって完了、及びアカウントの公開に取り組むこと。

（2）動作検証

ア 動作検証開始前までに、本システムの基本動作（アンケート作成、タッチメニュー作成等）が正しく動作するよう設定のサポートを行うこと。

イ 動作検証において、検証結果に応じて改善方法等を提案すること。

（3）体制

ア 本システム導入に向けた作業を統括する統括業務責任者を配置すること。

イ 統括業務責任者の下に、実作業に従事する担当者を複数名配置すること。

ウ 統括業務責任者及び担当者の内、1名は、他団体で本システムの導入支援に従事した経験を有すること。

（4）運用に関するサポート

ア 受注者はシステムの操作マニュアルを提供すること。

- イ 本県担当者が代わった際は操作説明会を行うこと。
- ウ システム利用に関して生じる疑問等については、メール、チャットツールやビデオ会議ツールなどでサポートすること。
- エ 受注者は簡易な設定や軽微な修正については協議の上、修正、代行業務を月3時間程度行うこと。
- オ 受注者は月1回程度のミーティングを行い、他自治体の有益な活用事例やノウハウ提供、アカウント運営に関する相談を受け、アカウント成長の支援をすること。
- カ 友だち追加の支援としてポスター・チラシのデータの作成、他団体の事例の共有など積極的な支援を行うこと。
- キ 友達数の増減、開封率、クリック率、チャットボット利用率などデータ分析を行い月1回レポート提出すること。

9 成果品等

(1) 業務実施計画書

- ア 契約締結後7営業日以内に、WBS、実施体制、作業内容及び役割分担等を明記した業務実施計画書を提出し、本県への説明を行うこと。
- イ 本システム導入までの期間において定期的に打合せを開催し、業務実施計画に基づく進捗状況及び課題等の確認・共有を行うこと。

(2) 業務実施報告書

- ア 業務の概要、システム構築実績、運用・利用実績、コミュニティ運営報告、デジタル会員証・店舗検索機能の運用状況等を明記した業務実施報告書を提出し、本県への説明を行うこと。
- イ 令和9年3月末までに業務実施報告書を提出すること。

(3) 宮崎県ファンクラブ公式LINEシステム

(4) デザインデータ一式

(5) 操作マニュアル

(6) その他関連資料

業務の実施過程で作成した資料等について、本県から要請があった場合は速やかに共有すること。

(7) 納品時は本県が指定する場所へ納入すること。

ア 納品場所

本県が指定する場所へ納入すること。

イ 納品形態

紙媒体1部及び電磁的記録媒体1部を納入すること。

なお、電磁的記録媒体の作成にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- (ア) Microsoft 365 で閲覧可能なファイル形式とすること。
- (イ) 媒体は CD-R 又は DVD-R とし、最新のウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行い、使用したソフト名及び検査実施日を明示すること。
- (ウ) 成果物の作成に際し、特別なソフトウェア等を使用する場合は、事前に本県の承認を得ること。

10 完了・検査判定基準

本業務における「完了」及び「検査合格」の基準は、以下のとおりとする。

(1) 完了の定義

本業務の完了とは、仕様書「5 機能概要」に定める全ての機能要件の実装が完了し、かつ仕様書「9 成果品等」に定める全ての成果品等が本県に納品され、本県の検査において合格と認められた時点とする。

(2) 検査の判定基準

提出された成果品およびシステム環境について、以下の基準に基づき検査を行う。

- ア 機能要件：仕様書「5 機能概要」に規定する必須機能が全て正常に動作し、かつ、障害やバグが確認されないこと。
- イ セキュリティ要件：仕様書「4 業務内容」及び「5 機能概要」に規定する暗号化、アクセス制御、ログ保存等のセキュリティ基準が満たされていること。
- ウ 成果物の網羅性：仕様書「9 成果品等」に規定する全ての成果品（データ、報告書、マニュアル等）が過不足なく提出されていること。
- エ 操作・運用の適合性：操作マニュアルが最新のシステム仕様と合致しており、管理者が支障なく業務を遂行できる内容であること。

(3) 不合格時の対応

検査の結果、不備や仕様との不一致が認められた場合は「不合格」とし、受託者は速やかに補正を行い、再度検査を受けなければならない。この補正に要する期間および費用は、受託者の負担とする。

11 権利の帰属

- (1) 業務の成果品等に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、権利は受注者に保留されるが、本県は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (2) 業務の成果品等に受注者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。

なお、第三者からの成果品に関して権利侵害に関する訴えが提起された

場合は、受注者の責において解決するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本業務に係る成果品の引き渡し後1年以内に発見された契約不適合については、受注者がその契約不適合の補修又は補修する責を有する。
- (2) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは、委託料には含まないものとする。
- (3) 本委託業務の経理については、他の経理と区分し、明確に会計処理を行うこと。
- (4) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約を締結した年度終了後5年間は保存すること。
- (5) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は本県と協議を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、本県と受注者により協議の上、仕様を変更することができる。
- (7) 次年度以降に契約者が変更となった場合は、本業務を円滑に継続するために変更後の契約者が所有するシステムへの移行に必要な引継ぎを行うこと。
引継ぎの内容は事前に本県の承認を得るものとする。また、完了時には速やかに本県に報告すること。
- (8) LINE ヤフー株式会社がシステム提供を終了し、又はシステムを大幅に仕様変更することにより、本業務に支障をきたす場合は、本県と協議の上、対策を講じること。
- (9) 「令和8年度移住推進・関係人口創出強化事業業務委託」等、本県が契約している他業務の受託者及び県や県内市町村と緊密に連携・協議すること。